

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令案等の概要について

I 対象

放送法等の一部を改正する法律の施行に向けて必要となる制度整備のうち今般意見募集を行うものは、以下のとおり。なお、本法施行に伴い整備する告示については、軽微な変更（法律又は省令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（用語の整理等））にとどまることから、意見募集は行わない予定。

- ・ 政令 放送法施行令、電波法施行令
- ・ 省令 放送法施行規則（技術基準）、放送の品質に係る技術基準、その他（用語の変更等）
- ・ 審査基準 電波法関係審査基準、放送法関係審査基準

II 政令案等の概要

1 政令

(1) 放送法施行令

- ① 改正法による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）の有料放送に係る規律の見直し（新放送法第150条及び第151条）に伴い、有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対して、新放送法第175条の規定により資料の提出を求めることができる事項について、提供条件の概要の説明に関する事項並びに国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項を追加する。
- ② 有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法を廃止し、放送法に統合したことに伴い、有線テレビジョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令を廃止、放送法施行令に統合し、必要な規定の整備を行う。

(2) 電波法施行令

改正法による改正後の電波法第24条の2の2の規定に基づき、登録検査等事業者の登録の有効期間を5年と定める。

2 省令

(1) 安全・信頼性に係る技術基準（放送法施行規則）

新放送法第111条第2項第1号、第121条第2項第1号及び第136条第2項第1号に規定する技術基準のうち、新放送法に基づき新設される設備の損壊又は故障の対策に係る技術基準について、安全・信頼性の確保のための措置（予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等）及びその適用対象設備を規定する。

(※) 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会では、安全・信頼性に関する技術的条件の案をまとめ意見募集を実施したが、その過程で発生した東日本大震災の放送設備への影響を踏まえ、追加検討を行っているところ。分科会答申はその後となるが、審議経過報告を行った結果、現行の技術的条件の案に基づく省令案について先行して意見募集を行い、今後答申を踏まえ修正が必要となった場合は、追加で意見募集を行うこととする。

(情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会会議資料

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/housou_system/hosu_system.html))

(2) 放送の品質に係る技術基準（11省令）

放送の品質に係る技術基準について、その根拠が現行電波法、有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法から新放送法（第111条第2項第2号、第121条第2項第2号及び第136条第2項第2号）に移行したことに伴い、現行省令を廃止し、現行省令の内容を移行した省令をそれぞれ新設し、用語の変更等に伴う規定の整備を行う。

- ・超短波放送に関する送信の標準方式
 - ・標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式
 - ・標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式
 - ・超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式
 - ・標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式
 - ・中波放送に関する送信の標準方式
 - ・標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式
 - ・超短波データ多重放送に関する送信の標準方式
 - ・標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
 - ・衛星一般放送に関する送信の標準方式
 - ・有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令
- (※) BSアナログハイビジョン放送の終了により、現行の高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式は廃止する。

(3) その他 (11省令)

新放送法における、放送の参入に係る制度の整理・統合に伴う用語の変更等の規定の整備を行う。

- ・無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準
- ・無線局運用規則
- ・無線設備規則
- ・有線電気通信法施行規則
- ・電気通信事業法施行規則
- ・事業用電気通信設備規則
- ・登録点検事業者等規則
- ・特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則
- ・総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
- ・放送大学学園法施行規則
- ・有線電気通信設備令施行規則

3 審査基準

(1) 電波法関係審査基準

地上基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を新たに設けたことにより必要となる規定の整備を行う。

(2) 放送法関係審査基準

- ① 地上基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を新たに設けたことにより必要となる規定の整備を行う。
- ② 現行有線テレビジョン放送法関係審査基準及び電気通信役務利用放送法運用方針から有線一般放送及び衛星一般放送の業務に係る審査事項を移行する等、必要となる規定の整備を行う。

(※) 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会では、安全・信頼性に関する技術的条件の案をまとめ意見募集を実施したが、その過程で発生した東日本大震災の放送設備への影響を踏まえ、追加検討を行っているところ。分科会答申はその後となることから、(1)及び(2)における安全・信頼性に係る規定についてはこれを踏まえて策定し、別途意見募集を行うこととする。

(情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会会議資料

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/hosou_system/hosou_system.html))